

■議案第2号 令和元年度小鳩保育所移転整備事業（建築主体）請負契約の締結について

【要旨】

十川に設置している小鳩保育所（昭和 58 年建築、敷地面積 1,261 m²）については、その場所が四万十川沿いであること、また、敷地や進入路が狭小であることから、園庭、プール、送迎用駐車スペースの確保や、災害時の避難路確保など多くの課題があったため、老朽化に伴う施設の更新に合わせて移転整備することとしています。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

契 約 件 名	令和元年度小鳩保育所移転整備事業（建築主体）
工 事 の 場 所	四万十町 十和川口 地内
請 負 代 金 額	172,700,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 15,700,000 円）
契約の相手方	住所 四万十町大正 230 番地 8 氏名 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也
工 期	議決日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	木造平屋建 延床面積 579.09 m ²

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。